

そうだったのか！ 住民税

第5回 3種類もあるの？ 住民税の納付方法

「広報とうかい」9月25日号と10月25日号では、具体的な例をもとに、実際に住民税の計算をしてみました。今回は、住民税の納付方法についてご紹介します。

税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

住民税の計算方法が分かったから、次は納付方法を調べてみようかな。

イモゾー



■ 住民税の徴収方法は「普通徴収」「給与特別徴収」「年金特別徴収」の3種類

住民税の徴収方法には「普通徴収」「給与特別徴収」「年金特別徴収」の3種類があります。個人事業主や会社員、年金所得者など、納税者の立場などによって、納付方法が異なります。

◆ 普通徴収

自分で直接納付する方法です。6月ごろに自宅に届いた「村民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」(納付書)で、自分で「納付書払い」または「口座振替」で納付します。

▽「納付書払い」の方は…送付された納付書で納付します。金融機関の窓口のほか、コンビニや、スマホ決済アプリで納付できます。

▽「口座振替」の方は…事前に登録してある口座から、納期限に引き落としされます。

1年分の住民税を、4回に分けて納付するのね。

かおりん



【普通徴収の納期限】

1期	2期	3期	4期
6月30日	8月31日	10月31日	1月31日

※土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

◆ 給与特別徴収

事業主が納付する方法です。会社員などの給与所得者が対象で、勤務先の毎月の給与から天引きされます。「給与特別徴収の該当である」という情報を、勤務先が役場に届け出ることにより、給与から天引きされます。

6月から翌年5月までの12か月間にわたって、毎月の給与から住民税が天引きされるんだな。

いもサウ



◆ 年金特別徴収

偶数月に支払われる公的年金から天引きして納付する方法です。①その年度の4月1日時点で65歳以上である ②年金所得に対する住民税がある ③介護保険料が年金天引きになっている——の3つの条件を満たす方は、年金所得に対する住民税が年金天引きとなります。

左の3つの条件を満たすと必ず年金特別徴収となり、他の納付方法は選べないんじゃないかな。

いもジィ



年金特別徴収は、前年度の年税額の2分の1に相当する額を4月・6月・8月の3回に分けて年金から引き落とし(仮徴収)、今年度の税額から仮徴収した金額を差し引いた額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて年金から引き落とします(本徴収)。※初めて年金特別徴収の対象となった方や、前年度2月の年金天引き額が0円の方は、年税額の2分の1を普通徴収(1期・2期)、残り2分の1を年金特別徴収(10月・12月・2月)で納付します。

【年金特別徴収の徴収月】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収
(普通徴収)					

※年間の住民税額が均等割6,000円のみの方は、普通徴収の場合は第1期のみ1回払い、給与特別徴収の場合は6月期(通知が送付された後の一番最初の期)のみ1回払いとなります。年金特別徴収の場合は、各期に分けての支払いとなります。